

大阪市健康福祉局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産生鮮しその回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりアトラジン(0.05 ppm)を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようお願いいたします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生鮮しそ
届出数量・重量	34カートン 0.75トン
輸出国	中国
産地又は製造者	中国
輸入者	有限会社 NEWS 大阪府大阪市住吉区苅田9-17-5
届出先	成田空港検疫所食品監視課
届出年月日	平成22年7月12日
輸入届出受付番号	第21107538770号1欄
検査結果	アトラジン(0.05 ppm)検出
違反確定日	平成22年7月27日